

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和元年 6 月 13 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成31年2月1日午前9時50分ごろ、渋川市渋川2555番地2渋川市立渋川中学校の校庭において、授業中のソフトボールの練習で、生徒が打ったボールが防球ネットの裂け目を通り抜け、
氏宅の庭に駐車中の軽トラック（所有者同氏）のフロントパネル部のワイパーアーム根元に当たり、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月26日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費として43,545円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

43,545円